様式第31の２（第25条の５関係）

【書類名】　外国語明細書

〔備考〕

１　「外国語明細書」は、第24条の２及び特許法第36条第４項に規定するところに従い記載する。

２　「【書類名】　外国語明細書」は、日本語で記載する。

３　その他は、様式第29の備考と同様とする。

（追加……平７通産令57、改正……平15経産令72）